

福岡市低公害車普及促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市低公害車普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「福岡市補助金交付規則」（昭和44年規則第35号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、一般乗合旅客自動車運送事業者による低公害車（バス）の導入事業に要する経費の一部を市が補助することにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「バス」とは、「道路運送法」（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）の用に供する乗車定員29人以上の自動車をいう。
- 二 「バス事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 三 「低公害バス」とは、CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バスをいう。
- 四 「CNGバス」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているバスをいう。
- 五 「優良ハイブリッドバス」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているバス（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車に限る。）をいう。
- 六 「電気自動車バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えているバスをいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象となる事業、補助対象事業者、補助対象経費、補助率は別表のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内の額で、予算の範囲内とする。

2 補助対象事業者は公募により募集する。

3 補助金の交付を受けることが出来る者は、本市の市税を滞納していない者とする。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

（1）暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

（2）法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

（3）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に關し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に役員名簿（様式第1-1号）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づき提出があった申請書について審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第2号による補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

(状況報告)

第8条 申請者は、市長から要求があったときは、当該補助事業に関する遂行の状況について報告しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、様式第3号による補助金交付申請取下届出書を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容の変更)

第 10 条 第 6 条の規定による決定通知書を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 4 号による補助事業内容変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第 11 条 補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 号による補助金事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(事故報告)

第 12 条 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、様式第 6 号による補助金事業事故報告書により、すみやかに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助対象事業が完了したときは、完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、様式第 7 号による補助金事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象事業の実績が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 号による補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

2 前項の規定において、第 9 条の規定による変更の承認を受けた場合は、「補助金の交付決定の内容」を「補助金の変更承認を受けた内容」と読み替えるものとする。

(財産処分の制限の附加)

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、財産処分の制限の期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。なお、財産処分の制限の期間は、補助金の目的及び「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15

号) を勘案して 5 年間とする。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、補助金の全部若しくは一部に相当する金額の返還を求めることができる。

(書類の整備等)

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

(提出部数)

第 17 条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2 部（正副各 1 部）とする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるものほか、必要な事項については、別途市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年度の補助金から適用する。
- 2 「福岡市都心部バス低公害化促進費補助金交付要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表

補助対象事業	低公害バスの新規導入
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者
補助対象車両	福岡市内に使用の本拠の位置を置く車両
補助対象経費	通常車両本体価格との差額（CNGバスにあっては、CNGバスへの改造に要する経費を含む。）
補 助 率	1／4
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。
補助金の額の確定	<p>次の掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額</p> <p>(2) 補助金の交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）</p>

- (備考) 1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
- 2 補助金の合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。